

令和6年度多可町特殊詐欺対策電話機等購入補助事業のご案内

特殊詐欺の手口は巧妙化しており、被害にあう方が後を絶ちません。被害を未然に防ぐには、「呼び出し音が出る前に自動で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能」及び「通話内容を自動で録音する機能」を備えた自動録音電話機又は外付け録音機が有効です。

この機会に特殊詐欺対策をしませんか？



1. 申請期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月17日(月)まで

2. 補助金の対象となる方

多可町内にお住まいの令和7年3月31日時点で65歳以上の方

※上記の方と同居されている方も申請可能です。

3. 補助金の対象となる機器

特殊詐欺対策機能の付いた固定電話機又は外付け機器

※着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備える機器



着信前自動警告機能	呼び出し音が鳴る前に自動で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能
自動録音機能	通話内容を自動で録音する機能

4. 補助対象期間

令和5年12月13日から令和7年2月17日までに購入した機器が対象となります。

5. 補助金の額

●固定電話機⇒10,000円（ただし購入額が10,000円未満の場合は、購入額）

●外付け録音機⇒5,000円（ただし購入額が5,000円未満の場合は、購入額）

※1世帯1台限りとなります。

※修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送等に係る経費は対象外です。

※1,000円未満の端数を切り捨てた額を補助します。

6. 提出書類

●補助金交付申請書兼請求書

- ・補助対象機器を購入したことがわかるもの（領収書等）
- ・カタログ等、補助対象機器の品名・型番・主な仕様等がわかるもの
- ・本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ・振込先名義人及び口座番号等のわかる通帳の写し

【申請書提出及び問い合わせ先】

多可町役場 生活安全課

電話：0795-32-4777（直通） FAX：0795-32-2661

Email：seian@town.taka.lg.jp